

岡山大学法学部・法学会

平成 26 年度 法学会講演会のご案内

講師：松岡久和 京都大学 大学院法学研究科教授

演題：「民法（債権関係）の改正

～ 要綱仮案について ～」

日時：平成 26 年 12 月 11 日（木）16:15～17:45

場所：創立 50 周年記念館 多目的ホール

以上の要領にて、法学部・法学会講演会を開催いたします。

講師の松岡教授は、京都大学法学部、同大学院法学研究科で学ばれた後、龍谷大学、神戸大学を経て、平成 11 年より母校の京都大学で研究・教育などに携わっておられます。近年のご研究の中心は、不動産法や金融・担保法ですが、民法全体の体系論にもご関心がおありとのことでした。学内だけではなく、学外においても活躍されていますが、法務省法制審議会民法（債権関係）部会では委員を務められている関係から、今般、その改正要綱仮案についてのご講演を依頼しました。講演では、今回の改正について、改正作業に携わった方として、お話をさせていただきます。法律分野に関心のある学生の皆さん、お誘いあわせの上ご来場ください。

不明の点は、法学部の吉岡 (yoshioka@law.okayama-u.ac.jp : 内線 7487) まで、お問い合わせください。